

平成 23 年 2 回定例会 環境農政常任委員会

平成 23 年 5 月 23 日

佐々木委員

公明党の佐々木でございます。

このたびの東日本大震災で被害に遭われた皆さんに心よりお見舞い申し上げながら、質疑をさせていただきたいと思っております。

提出資料の 3 ページに、かながわソーラープロジェクト庁内推進体制という表がございます。資料 1 ですが、この中で構成員に各局長が入っていらっしゃるわけですが、企業庁長も入っています、この構成員の中には、その下のワーキンググループの中に、なぜ企業庁が入っていないのか。例えばかながわソーラープロジェクトが進んでいくと、間違いなく企業庁との連携が必要となり、物理的に企業庁が様々にやっていくということも考えられるわけですが、例えばこのワーキンググループの産業雇用創出については、商工労働局しか入っていませんが、これは企業庁も入っていくべきではないかと思うのですが、環境農政局としてはどうとらえていらっしゃるか。

地球温暖化対策課長

確かに、委員御指摘のとおり、今後このかながわソーラープロジェクトが推進されていきますと、そもそも発電事業をやっている企業庁のノウハウ、それをどう活用するかですとか、そういった課題も当然検討しなければいけないと考えてございます。

そこで、こちらのワーキンググループでございますけれども、特にこのワーキンググループに書いてあるこのセクションでございますけれども、これは取りまとめをする部局として考えてございます。したがって、今委員御指摘のような観点で、例えば県有施設等の導入方策につきましては、やはり企業庁のノウハウが必要になると思います。そういった意味で取りまとめであるところの総務局、県土整備局が企業庁に声を掛けてワーキングを開催する柔軟な対応を図っていかうと考えてございます。

さらに、同じように産業雇用創出につきましても、取りまとめは商工労働局でございますけれども、例えば産業雇用創出に関わる課題であれば、総務局、政策局を入れるというような形で、メンバー構成として柔軟に対応するという意味で、ここでは取りまとめ部局のみの記載にとどめているところでございます。

佐々木委員

企業庁も入っていると考えていいわけですか。

地球温暖化対策課長

はい。いつでも入るような態勢で考えてつくっているところでございます。

佐々木委員

取りまとめ部局が何かというのは分かりにくいです。明確にどこの部局が入っていると書いた方がよいのではないかと思うのですが、いかがですか。

地球温暖化対策課長

今後の推進会議の中で、そこら辺を確認させていただきたいと存じます。

佐々木委員

続きまして、放射性物質が検出された県内生産物の対応について若干お願いしたいというふうに思います。

まず一つが、海洋汚染です。今、福島原子力発電所から流出されたという放射能の汚染水が 4,700 テラベクレル／キログラムという報道もございますが、黒潮に乗って東や南の方にも流れてきているということが懸念されて、今後、県内のそういう魚介類にも影響を及ぼす可能性もなきにしもあらずである、既に来ているかもしれないということです。そういう中で、海洋汚染について県としてはどのような対応を今のうちにとっておこうと思っていच्छるか、まず最初にお伺いします。

水産課長

水産物につきましては、3月29日から2週間に一度定期的に検査をしております。これにつきましては、水産庁と相談いたしまして、特に海洋の流れに、神奈川は黒潮が北に向かってございますので、水産庁としてはまず千葉県、茨城県、福島県が、黒潮が銚子の沖から東に流れていってしまいますので福島原子力発電所の影響を受けやすいということで、重点的に検査をやるということです。神奈川県の場合は、黒潮が押し上げてございますので、これは2週間に一度ということでもいいということで定期的に検査しております、現在のところも規制値を上回るものは出てございません。

ただ、この黒潮の流れですとかそういうものは刻々変化してまいりますので、そこら辺の状況を見ながら、また国と連携をとりながら、その頻度あるいは魚種を検討して、的確な検査をして公表してまいりたいと考えてございます。

佐々木委員

水産庁のそういう指導の下にやっていくという判断を県はしているということです。県民を守るという意味ではそういう生態系全体の調査、網羅するような、独自で様々測定していったり、十分な調査をしていこうと考えていないわけですか。

水産課長

県民の安全ということを我々も第一に考えてございます。特に魚種につきましては、今旬の魚、水揚げされている魚を基本に考えております。そういう姿勢は、これからも変わらずタイムリーにそれぞれの港に水揚げされている魚種を選んで検査してまいりたいと考えてございます。

佐々木委員

公明党県議団といたしまして、5月17日に山北町の農協茶業センターをはじめ精製工場、それから同じく山北町の荒茶工場に行きました。それから、南足柄の茶園地の生産者の切実なお声も聞いてまいりました。その後、5月19日に知事に緊急要望を公明党としてさせていただきました。幾つかあるのですが、そこでも、先ほどどなたかが言っていましたが、県独自として知事自ら安全宣言をしていただきたい。要望書にも書いて知事に提出させていただいたわけでございます。

その中で、先ほどもどなたかも話をしておられましたが、最終的に回収が全部できない、どこまでも追っ掛けていくのは無理だというのは現実としては分かりますが、そのために何もしていないということではいけないと思うのです。

小売で販売された足柄茶を回収するために、例えば販売店に回収の協力を呼び掛けてポスターを貼ったりとか、そういう指示あるいは何かの方法で、回収対策を講じているのかどうかお聞きします。

農業振興課長

基本的に、今委員お話しのとおり、この回収につきましては、流通段階のものについてはすべて回収が済んでいるわけですが、ただ、個人に販売されたもの、具体的に申しますと農協茶業センターの直売所で販売されたものについては、最終的にどなたがというところが特定はなかなかできないということは聞いてございます。こちらの対策としましては、農協茶業センターではお知らせということでポスター、チラシをお店に貼って、それで周知を図っているということでございます。

また、県におきましても、Q&Aの中でこうした回収を行っているという周知を図っているところでございます。また、通信販売で販売されたものについては、全て消費者の方との連絡は付いていると確認してございます。

佐々木委員

今、県でもQ&Aで載せているというお話で、それはインターネットか何かで載せているということですか。もう少し具体的に教えてください。

農業振興課長

県のホームページの方で、今回回収していますという御案内しているところでございます。

佐々木委員

そういう対応をしていただきたいということを要望させていただきたいと思えます。

現地に行ってみてすごく感じたのは、この放射線セシウムは、市町村ごとに降ってくるわけではないわけです、当たり前の話ですけれども。1箇所モニタリングポイントで測って、茶園、町内、町とか村、市内に全部影響があると判断してしまうというのは余りも拙速ではないかと思う。もっと細分化して、生産者1軒というのは難しいかもしれませんが、ある程度の組合単位ですとかあるいは茶園地ごととかで検査を行うやり方もあると思うのです。もっと細分化して測っていった方が、そういう被害を食い止められるのかもしれないし、新事実も分かってくると思うのですが、その辺について今具体的に動いているのかどうか、最初に教えてください。

農業振興課長

この放射性物質の影響が、当初こうした形で出てくるということすら想定はしていなかったわけで、南足柄市で、こうした暫定規制値を上回るものが出てきたということで、急きょ、全ての市町村について検査を実施したところでございます。

特に、先ほど来ちょっとお話をさせていただいていますとおり、検査を行う上で十分な検査機関の対応が非常に難しいということがございまして、効率的にいかんやっっていくのか、市町村ごとにまずやっっていくことが効果的と考えてございまして、市町村の中の地区ごとで、やっっていくということも重要なことではあろうかとは思いますが、やはり現実的な対応等も考えた上で、こうした

分析の対応をとった次第でございます。

佐々木委員

現場の生産者の感覚とは全然違うのです。県民の目線で細かに測定していただきたいというのが希望です。さっきも、どなたかの委員が言っていたけれども、自分の子供を育てると同じぐらい全力で1年間、毎日茶園を見て、ああ、そろそろ刈る時期だなと、育ててきたものを刈って、そして出荷していくという、そういう1年間の気持ちを考えると、細分化した測定も私は必要なのではないかと思えます。

県民の目線でそういう今後の測定も考えていただいて、生産者の話も聞いていますけれども、それをどう実行していくかというのが行政側の大事な部分ではないかと思えます。是非その辺はお願いしたいなと思えます。

最後に、少し勉強なさっている方は、何ベクレル、500ベクレル/キログラムとか、暫定規制値の中でそういうものを発表していても話が分かっているからいいのかもしれませんが、県民の皆様は、放射能なり放射線というものに対する認識がそんなに深いわけではないと思うのです。県内生産物について、もともとある放射能はどれぐらいだったのかとか、そういうものを少し広報なり、県民に放射線についての周知を環境農政局としてもやっていく必要があるのではないかと。

よく県民の皆様さんと議論をしていると、もともと自然界で受けている放射能というのはあるわけです。それもずっと前から受けているわけで、太陽でも発生しているし、自然界から受けている放射能が無害で、人工的に核実験だとか今回の原子力発電所で発散された放射能は有害かという勘違いを私はしていると思えます。

その上で、一つ提案なのですけれども、茨城県、栃木県、群馬県もそうです。京都府もそうですけれども、様々な資料を見せていただきました。その数値が不検出と書いてあるのです。微量の検出がもともとあるのではないかと思う。ですから、それをどういうふうに表示していくかということも県民にとって大事だと思うのです。測定限界値を超えて検出できないから不検出なわけです。そういうことを表示していくことで県民を安心させる。農作物についてももともとほんの微量だけれども、放射能というのは付いている。そういうことも県民の皆様にご認識していただいてからこういう数字を出していくと言うなら分かるのです。いきなり荒茶の段階で3,000ベクレル/キログラムと言っても、濃度が5倍分高まって、高い値が出るのは当たり前なわけです。県民の目線で数値を発表していくべきだと思うのです。県民に対する放射能や放射線、食品、県内生産物に関わるそういう知識について県民に広報していくつもりはあるのかどうか、その辺をお聞きします。

農業振興課長

委員お話しのとおり、自然界からは常に平年値であっても0.002シーベルトから0.004シーベルトぐらいの放射線が降り注いでいるということもございまずし、定量不検出というこの言葉の裏は、定量限界値ということがありますということが前提としてあります。そういったことを十分県民の方にきちんとすることは非常に大事なことで考えてございます。

また、今まで放射能に対するこうした事故、大きな課題という認識が一般的には今まで薄かったということがございます。県民へ今後どのようにして周知したらいいのかを検討していきたいと考えております。

佐々木委員

是非お願いしたいと思います。

最後に、今公明党としては、今国会で2次補正について、やるべきだと主張しています。今、農協で様々な議論があって、6月の後半には通常だと現金収入があるということです。国の今回の行程表のシミュレーションにおいては、7月ぐらいに中間指針、秋を目途に受付あるいは支給と書いてあるのです。政府の対応というのは本当に遅いと思うのです。

そういう意味で、茶園は、6月の下旬に現金収入があると仮定してずっと仕事を何年もしてきているわけですから、そういう方々にとっての一時金払いだとか、そういう手当みたいなものを県は考えているのかどうか、それを最後にお聞きします。

農政部長

委員から今お話がございました。生産者の皆さんは、通常であれば、6月下旬ぐらいにいわゆる荒茶を販売したお金がそれぞれ収入される。その収入の中でこれまでの肥料代、農薬代あるいは荒茶工場の運営費等が支払われていくということがございます。こうしたことが滞りますと、非常に農家の生活にも影響を与える大きな問題であると認識しているところでございます。

今現在、融資につきましては簡易融資という利子がある形でしか準備してございませんけれども、何とかこの6月下旬の販売した荒茶のお金が通常入る時期までに、無利息のつなぎ融資をそこまでに確実に実行できるように、今関連機関と調整させていただいてございます。中央農協団体におかれましても、やはりこの時期までには何とか間に合わせたいということで、今急ぎやっておりますので、是非ともその辺について御理解いただければと思っております。

佐々木委員

とにかく、県民の目線で様々なことをやっていただきたいことをお願いしまして、質疑を終わります。